

「こども施策」の実施について

1 国の「こども基本法」制定の目的

これまで国は、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておりません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。このことから、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっています。

このため、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社旗全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和5年4月1日から「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」第5条に、地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定している。実施する施策は下記のとおりです。

(1) 市町村こども計画の策定（努力義務）【第10条】

市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする。

また、各計画は、**※既存の各法令**に基づく市町村計画と一体のものとして作成することが可能です。

※各法令の計画とは

①少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

＜基本的な考え方＞

- ア. 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
- イ. 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- ウ. 地域の実情に応じたきめ細やかな取組を進める
- エ. 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会をつくる
- オ. 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

②子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号掲げる事項

＜基本的な方針・施策＞

- ア. 全ての子供・若者の健やかな育成
- イ. 困難を有する子ども・若者やその家族の支援
- ウ. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- エ. 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- オ. 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

③子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項に掲げる事項

＜重点施策（主なもの）＞

ア. 教育の支援

イ. 生活の安定に資するための支援

- ・妊娠・出産期からの切れ目な支援、困難を抱えた女性への支援
- ・生活困窮家庭の親の自立支援

ウ. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ひとり親への就労支援

エ. 経済的支援

（2）こども等の意見の反映【第11条】

地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見徴収等）を講ずるものとする。

具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断する。

聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい。

（3）関係機関・関係団体等の有機的な連携の確保（努力義務）【第13.14条】

地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする。

3 当市の予定について

国が今後策定する「こども大綱」の内容を勘案し、また、岩手県の対応状況等を勘案しながら計画について検討してまいります。

なお、計画策定に向けて、こどもや子育て当事者、若者等の意見を聴取するために、今回実施するニーズ調査で聞けなかった部分について、関係機関と連携しながら、来年度アンケート調査等の実施に向けて検討してまいります。